

## 顧問契約内容

ラスカでは、お客様に合わせた2種類のコースをご用意しております。

業務の内容	顧問契約	スポット
ご相談	顧問報酬に含みます	15,000円/1時間 (ご来所いただいた場合)
情報提供 (企業経営・法改正・行政の動向・助成金等)		無料で事務所ニュースをお送りします。
社会保険・雇用保険・労災保険の手続き		1件10,000円～
算定基礎届・労働保険年度更新		1事業所50,000円～
36協定・変形労働時間制届出		1件30,000円～
年金事務所、ハローワーク、労働基準監督署の調査立会い		1件50,000円～ (ご相談から完結まで)
社会保険・雇用保険の事業所新規適用手続	1事業所50,000円(被保険者1～9人) 被保険者10人以上は1人当たり1,000円を加算します。	
給与計算	基本料金10,000円+1人当たり500円	
助成金手続	成功報酬20%～	
就業規則作成	200,000円を基本にご相談させていただきます。	
派遣許可申請	200,000円～	

## 顧問契約

人数規模	報酬額(以下を基本報酬としています)
1～9人	月額20,000円
10～19人	月額30,000円
20～29人	月額45,000円
30～39人	月額55,000円
40～49人	月額60,000円
50人以上	月額65,000円 (50人超は10人増しに5,000円を加算します)

(消費税は別途)

## ご相談事例

お客様からのお問い合わせの中で、代表的なご相談事例をご紹介します。

### Q 忌引きで休んだ日の給料は どうしたらいいのでしょうか？

A 従業員さんは所定の労働日に勤務する義務を負っていますが、「ご不幸があった場合は、勤務する義務を免除します」というのが、忌引き休暇です。忌引きについては、労基法上の規定は無いので、必ず与えないといけない休暇ではありません。また、賃金は労働の対価として支払われるものでありノーワークノーペイが原則ですので、この休暇についても賃金の支払い義務はありません。有給にするか無給にするかは会社の就業規則で規定することになります。なお、このような休暇を就業規則に規定する場合は、対象になる親族の範囲や、休暇の日数など詳細に規定しておきましょう。

## 会社概要



### 社会保険労務士法人ラスカ

〒583-0856 大阪府羽曳野市白鳥2丁目3-1 丸英ビル202号  
Tel:072-957-9118 Fax:072-957-9116  
Mail:laska@maia.eonet.ne.jp

### 引田 孝 Hikita Takashi

平成7年 社会保険労務士試験合格  
平成8年 ヒキタSRM事務所開設  
平成9年度～10年度 淀川労働基準監督署で労働時間短縮相談員を委嘱される。  
平成10年度～11年度 羽曳野労働基準監督署で労働保険相談員を委嘱される。  
平成12年度～14年度 大阪南労働基準監督署で労働条件相談員を委嘱される。  
平成15年度～19年度 大阪労働局で総合労働相談員を委嘱される。  
平成17年 労務問題解決相談事務所に名称変更  
平成19年 特定社会保険労務士試験合格  
平成19年度～22年度 羽曳野労働基準監督署で総合労働相談員を委嘱される。  
平成20年 経営の実心実学を学ぶ為に盛和塾に入塾  
平成23年度～25年度 大阪労働局で総合労働相談員を委嘱される。  
平成25年5月27日 「社会保険労務士法人ラスカ」として法人化。  
平成26年度～現在 大阪労働局個別労働紛争調整委員を拝命

### 引田 千穂 Hikita Chiho

平成13年 社会保険労務士試験合格  
平成14年 住友千穂社会保険労務士事務所開設  
平成15年度～16年度 奈良県男女共同参画県民議会議員  
平成15年度～19年度 大阪労働局で総合労働相談員を委嘱される。  
平成16年度 奈良県男女共同参画審議会委員  
平成17年 労務問題解決相談事務所に名称変更  
平成17年度 大阪労働局で総合労働相談員を委嘱される。  
平成19年 特定社会保険労務士試験合格  
平成19年度～22年度 大阪労働局で総合労働相談員を委嘱される。  
平成23年度～26年度 羽曳野労働基準監督署で総合労働相談員を委嘱される。